

## 令和3年度京都府障がい者スポーツ指導員養成研修会実施要項

- 1 目 的 府内における障害者スポーツの普及に不可欠な指導員を養成し、振興を進める。
- 2 日 時 令和4年2月 5日(土) 9:00～16:30  
2月 6日(日) 10:30～16:10  
2月11日(金・祝) 9:00～16:20  
2月23日(水・祝) 9:00～15:30
- 3 会 場 京都先端科学大学 京都亀岡キャンパス  
(亀岡市曾我部町南条大谷1-1)
- 4 主 催 京都府
- 5 実施委託 一般社団法人京都障害者スポーツ振興会  
京都市左京区高野玉岡町5 京都市障害者スポーツセンター内
- 6 後 援 公益財団法人日本パラスポーツ協会
- 7 協 力 京都先端科学大学
- 8 内 容 講 義 スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質、障がい者スポーツの意義と理念、障がい者スポーツに関する諸施策、各障がいの理解 等  
実 技 車いすバスケットボール、卓球バレー、ボッチャ
- 9 受講対象者 府内に在勤・在学・在住する障がい者スポーツの振興普及に熱意を有する18歳以上(令和3年4月1日現在)の者  
※申込者多数の場合は主催者において選考する。  
(定員約25名)
- 10 申込方法 受講希望者は、別紙受講申込書に必要事項を記入の上、来る令和4年1月24日(月)(必着)までに下記あて申し込むこと。  
〒606-8106  
京都市左京区高野玉岡町5 京都市障害者スポーツセンター内  
(一社)京都障害者スポーツ振興会事務局  
電 話 : 075-712-7010 F A X : 075-712-7015  
メール : kyoto@spo-shin.net
- 11 受講者決定 受講者の決定については文書で通知する。
- 12 費 用 2,500円(テキスト「障がいのある人のスポーツ指導教本」代)
- 13 資 格 本研修の受講後に初級スポーツ指導員の登録申請を行うことができる。ただし、有効期限は1年間で継続するには更新が必要。

## 14 新型コロナウイルス感染予防について

- ①当日は不織布マスクを持参し、手指消毒等の基本的な感染対策を徹底するとともに、主催者及び施設側の感染予防策に従うこと。
- ②受付時に検温を受けるとともに、2週間体調チェックシートを提出すること。（受講決定通知と併せて、受講者あて2週間体調チェックシートを送付）
- ③次の方は参加を見合わせること。
  - ・受付時の検温で平熱より概ね1度以上熱が高い方又は37.5度以上の方
  - ・咳、倦怠感、嗅覚や味覚の異常があるなど体調が優れない方
  - ・2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある方
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われている方がいる場合
- ④研修会期間中、及び終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに主催者に報告すること。
- ⑤食事会場は複数会場に分散し、受講者は同一方向を向いて黙食を徹底すること。また、飲食は自身の準備したもののみ可とし、特に回し飲みは禁止とする。
- ⑥講義、実技いずれの研修会場においても、換気を徹底する。受講者は、温度調節が可能な格好で参加する、できるだけ厚着するなど、換気徹底を前提とした防寒対策を行うこと。
- ⑦感染症対策のため、更衣室の使用はできませんので、実技がある日は最初から動きやすい服装で研修会に参加すること。

## 15 注意事項等

- ①原則としてすべての講義及び実技に参加するものとする。
- ②上履きを持参の上、実技の際はスポーツのできる服装で参加すること。
- ③宿舎の必要な者は、各自確保すること。
- ④本研修は公益財団法人日本パラスポーツ協会の「公認初級障がい者スポーツ指導員」の養成コースとして認定されているので、本研修を修了し、障がい者のスポーツ指導に必要な技術を習得したと認められる者は、令和4年度の同指導員としての登録資格を有する。（ただし、登録申請の際に申請認定料5,500円、及び登録料3,800円が必要、登録後は登録料のみ1年更新ごとに必要）